



## 計画の推進と点検・評価

### 1 計画の推進

- 本計画の推進に当たっては、児童福祉や幼児教育などの市の関係部署、関係機関が連携し、横断的に施策を推進します。
- 子育て家庭、子育て支援サービス提供事業者、地域の人々などのあらゆる主体がそれぞれ役割を理解し、連携、協働した取組を促進します。

### 2 計画の点検・評価

- 子ども・子育て支援事業の実施状況や施策の達成状況を、社会福祉審議会児童福祉専門部に報告し、その進捗状況を点検・評価します。
- 計画期間の各年度予算編成過程や中間年において、適宜必要な見直しを行います。



発行／鳥取市 健康こども部 こども家庭課  
 〒680-8571 鳥取市幸町71番地(本庁1F)  
 TEL (0857) 30-8236  
 FAX (0857) 30-3907

# 第2期 鳥取市子ども・子育て支援 事業計画

概要版



基本理念

子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり

令和2(2020)年3月  
鳥取市

# 計画の策定に当たって

## 【計画策定の趣旨】

本市では、全ての子どもに良質な子育て環境を保障し、一人一人の子どもが、健やかに成長することができる社会の実現を目的とする取組として、平成27(2015)年3月に「第1期 鳥取市 子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この度、第1期計画における取組の進捗評価をはじめ、ニーズ調査(アンケート調査)に基づく子育て中の保護者の意識やニーズ、関係機関の意見等を踏まえ、本市における子育て支援に関する様々な分野の取組を、総合的、計画的に推進するとともに、より実効性のある計画を目指し、新たに「第2期鳥取市 子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」と言います。)を策定しました。

## 【計画の期間】

○令和2年度から令和6年度までの5年間です。

## 【計画の位置付け】

○本計画は「子ども・子育て支援法」の規定による「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

○「次世代育成支援対策推進法」の規定による「市町村行動計画」の役割を担います。

○母子の健康水準を向上させるために国が推進する「健やか親子21」の地方計画である「鳥取市母子保健計画」としても位置付けます。

○本市の最上位計画である「第10次鳥取市総合計画」をはじめ、関連計画との整合、調和を図るものです。



# 計画の基本的な考え方

## 【基本目標1】

親子の健やかな  
成長を支えるために

- 基本施策1 妊娠への支援
- 基本施策2 妊娠期からの切れ目ない支援
- 基本施策3 乳幼児期から心身共に健やかに育つための支援
- 基本施策4 保護者が安心して子育てが行えるための支援

## 【基本目標2】

健やかな成長を支える  
場の確保のために

- 基本施策1 幼児期の教育・保育の質の充実
- 基本施策2 学校教育・社会教育における子育て支援
- 基本施策3 児童・生徒の健全育成の推進

## 【基本目標3】

子育て家庭を  
支援するために

- 基本施策1 幼児期の教育・保育の受け入れ体制の充実
- 基本施策2 地域における子育て支援サービスの充実
- 基本施策3 多様な保育ニーズへの対応
- 基本施策4 放課後の居場所づくり
- 基本施策5 育児不安・育児困難への対応
- 基本施策6 児童虐待の防止と対応
- 基本施策7 配慮を必要とする子どもとその家族への支援

## 【基本目標4】

地域ぐるみで  
子育てをするために

- 基本施策1 地域の中でのふれあいの充実
- 基本施策2 市民等との協働による子育て支援
- 基本施策3 地域を担う人材の育成

## 【基本目標5】

安心して子育てできる  
環境づくりのために

- 基本施策1 子育てと仕事の両立支援
- 基本施策2 子育てを支援する生活環境の整備
- 基本施策3 子ども等の安全の確保

# 教育・保育等の量の見込みと確保方策

## 【教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込み】

項目	単位	量の見込み					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
教育・保育	①幼稚園及び認定こども園(3歳以上教育希望)	人	1,347	1,293	1,241	1,192	1,144
	②保育所及び認定こども園(3歳以上保育希望)	人	3,613	3,641	3,670	3,701	3,733
	③保育所及び認定こども園+地域型保育(0~2歳児)	人	3,014	2,996	2,983	2,965	2,947
④施設利用者合計 (①+②+③)			7,974	7,930	7,894	7,858	7,824
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業(母子保健型)	か所	2	2	2	2	2
	一時預かり事業(幼稚園・認定こども園在園児対象)	延べ人	53,222	53,222	53,222	53,222	53,222
	一時預かり事業(保育所等における一時保育)	延べ人	4,149	4,149	4,149	4,149	4,149
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	人	3,124	3,354	3,600	3,750	3,859
	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	延べ人	61,200	58,992	56,652	54,816	53,088
	妊婦健康診査事業	延べ人	19,500	19,500	19,000	19,000	19,000
	乳児家庭全戸訪問事業	人	1,400	1,350	1,350	1,300	1,300
	養育支援訪問事業	延べ人	300	300	300	300	300
	子育て短期支援事業(ショートステイ)	延べ人	600	600	600	600	600
	子育て短期支援事業(平日日帰りステイ)	延べ人	80	80	80	80	80
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	延べ人	200	200	200	200	200
	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	延べ人	1,575	1,575	1,575	1,575	1,575
	時間外保育事業(延長保育:保育所、認定こども園 長時間)	人	2,680	2,680	2,680	2,680	2,680
病児・病後児保育事業	延べ人	4,040	4,040	4,040	4,040	4,040	

## 【教育・保育の確保方策の考え方】

保護者の希望に応じた施設への入所ができるよう、認可基準の範囲内での弾力入所の対応等の各施設への協力要請や施設の老朽化等に伴う施設整備に伴う定員数の確保、また保育士確保に努めます。

## 【地域子ども・子育て支援事業の確保方策の考え方】

各事業の量の見込みに対する提供体制の確保を目指して、施設数の増設や受け入れ体制の充実を図ります。

## 【子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容】

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保及び保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮した給付を実施します。

